

(別添1)

バイオマスマーク使用の手引

一般社団法人日本有機資源協会
2019(令和元)年9月1日改定
2012(平成24)年4月1日改定
2006(平成18)年8月1日施行
2006(平成18)年6月28日制定

第1 目的

この手引は、バイオマスマーク商品及びその広告等にバイオマスマークを使用する際の使用方法を定めるものです。

第2 バイオマスマークの適正使用

バイオマスマークの使用契約者は、バイオマスマークの不適正な表示により消費者の商品選択を誤らせ、公正な競争が阻害されるおそれが生じないように、バイオマスマークの適正使用に努めていただきます。

(別紙「公正取引委員会事務局の実態調査報告書」参照)

第3 バイオマスマークの使用権

1 「バイオマスマーク使用契約者」に属す使用

バイオマスマーク商品にバイオマスマークを使用できるのは使用契約を締結した事業者で、申込書類に記載されている内容の商品に限ります。

ただし、バイオマスマーク使用契約者が当該商品を提供した先の者にあつては、同契約者の管理責任の下、バイオマスマークの使用ができるものとします。

バイオマスマーク使用契約者がバイオマスマーク認定商品に何らかの加工をする等、申請時の内容に変更を生ずる場合等は、バイオマスマーク商品の追加・変更等の手続きが必要となります。

バイオマスマーク使用契約者以外の者が認定商品の商品名・型式名を変更して販売する場合、当該のバイオマスマークは使用できません。この場合は、改めて「バイオマスマーク商品」または「バイオマスマーク認定商品利用」の認定申請手続きが必要となります。

2 「バイオマスマーク認定商品複数併用者」に属す使用

複数のバイオマスマーク認定商品を併用した物品にバイオマスマーク表示したい場合は、「バイオマスマーク認定商品複数併用」の申請と認定が必要です(別添2に従ってください)。

3 その他の特例

団体等がバイオマスの利用促進等を目的としてイベント等、一時的にバイオマークを使用する場合は、予め事務局の承認を得た上で指定したバイオマークを使用することができます。

第4 バイオマークのデザインとその意味



- 1 マークは、地球から伸びるクローバーを表しています。
- 2 クローバーはバイオマスそのものを、また、クローバーの左側はBの裏文字、右側はPをかたどっており、バイオマス製品 (Biomass Product) を表しています。
- 3 矢印は二酸化炭素の増減に影響を与えない性質である「カーボンニュートラル」*を表しています。

※「カーボンニュートラル」は英国フューチャーフォレスト社の登録商標です。

第5 バイオマークの使い方

1 バイオマス度の表示

2019年9月1日以降に認定を受けたものは、バイオマークの表示方法を下記のように定めます。

それ以前に認定を受けた商品で、バイオマス度が新たに下図に合致する物は、契約者の希望により新たな表示に変更できるものとします。

また、2012年4月以前に認可され、バイオマス度が表示されていない商品は、可及的速やかに表示対応をしていただきます。

バイオマス度 (%)	表示	バイオマス度 (%)	表示
数字なし (10未満)	図1	55 = 55以上 (60未満)	図11
10 = 10以上 (15未満)	図2	60 = 60以上 (65未満)	図12
15 = 15以上 (20未満)	図3	65 = 65以上 (70未満)	図13
20 = 20以上 (25未満)	図4	70 = 70以上 (75未満)	図14
25 = 25以上 (30未満)	図5	75 = 75以上 (80未満)	図15
30 = 30以上 (35未満)	図6	80 = 80以上 (85未満)	図16
35 = 35以上 (40未満)	図7	85 = 85以上 (90未満)	図17
40 = 40以上 (45未満)	図8	90 = 90以上 (95未満)	図18
45 = 45以上 (50未満)	図9	95 = 95以上 (100未満)	図19
50 = 50以上 (55未満)	図10	100のもの	図20



図 1 図 2 図 3 図 4 図 5 図 6 図 7



図 8 図 9 図 10 図 11 図 12 図 13 図 14



図 15 図 16 図 17 図 18 図 19 図 20

2 マークの仕様

- (1) 事務局から送付する印刷データを縮小または拡大して使用してください。
ただし、マークが変形したり、文字の部分がつぶれてしまうような縮小を行って使用することはできません。
- (2) 商品やカタログなどに使用する際には、印刷データと同じ色（C 9 5 % ・ M 3 5 % ・ Y 1 0 0 % ・ K 2 5 %）を原則としますが、地色との兼ね合い等で変更が必要な場合は、単一色であることと、濃淡・模様・装飾などを施さないことを守ってください。
- (3) 当該商品に複数箇所表示することができますが、バイオスマークを相互に連結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。
- (4) バイオスマークを表示する際、対象商品の大きさやスペース等の要因で「バイオマス」や「認定番号」の表記が困難とか考えられる場合は、事務局にお問い合わせ・相談ください。

3 マークを付す方法

印刷、シール、刻印、エンボス等製品に最も適した方法を選択できます。

第6 文字による説明

消費者等にバイオマス由来の商品であることが明確に判るよう、バイオマスマークの近い位置に文字による説明を記載できます。

1 簡易な説明を記載する場合

バイオマスマークの表示箇所がバイオマス使用部分でない場合またはバイオマスを製品の一部に使用している場合は、使用部位を「バイオマス」の文字の下に必ず記載してください。(図 21 参照)



図 21

2 詳しい説明を記載する場合

(1) 使用しているバイオマス原料の種類やバイオマス商品の利点などを記載する説明には、解りやすく表示してください。(図 22 参照)

(2) 記載場所は原則としてマークの下または横の位置とします。

(3) 記載する内容は、消費者に誤解を与えるような不明瞭、不適切な内容は避けて簡潔に表示することとし、あらかじめ事務局の承認を得なければなりません。



図 22

第7 バイオマスマーク商品であることの呼称の使い方

バイオマスマーク商品について広告などを行う場合の呼称は「バイオマスマーク商品」、「バイオマスマーク認定商品」のいずれかの表現を使用し、これ以外の呼称またはこれと紛らわしい表現は避けてください。

第8 広告・宣伝活動における表示等

バイオマスマーク商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物にバイオマスマークを使用する場合には、消費者が認定商品をはっきり識別できるように表示してください。

バイオマスマーク商品の広告・宣伝に際しては、バイオマスマークの使用を認定されたことについて、消費者にわかりやすい説明を行うようご配慮ください。

第9 バイオマスマークと並列した表示や表記について

バイオマスマークの近くに他の認証マークなどを表示することは可能ですが、バイオマスマークと関連しているかのような表記は避けてください。

別紙

【公正取引委員会事務局の実態調査報告書】

公正取引委員会は環境問題への社会的関心の高まりを受けて、環境保全に配慮していることを広告表示した商品の実態を把握するために調査を行い、その結果を下記の報告書のとおり発表しています。

以下、その内容を記載しますので、バイオマスマーク使用者はこのことに十分ご留意ください。

環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態調査報告書（抜粋）

平成13年3月

公正取引委員会事務局

第1 本調査の概要

1 調査の目的

近年、環境問題が社会的に大きく取り上げられる中、消費者の環境問題への関心は高まっており、消費者は、商品を購入する際に、その商品が環境保全に配慮した商品であるかどうかを商品選択要素の一つとするようになってきている。

また、事業者は、社会的要請等に応じて環境保全に配慮した商品を開発し商品化するとともに、消費者の環境問題への関心を考慮して、商品の販売に当たっては、環境保全に配慮していることを強調して表示する傾向にある。広告表示の中には、環境保全の効果を過度に強調していると思われるものや、その効果について具体的に説明していないために消費者に誤認を与えられるものもみられる。

環境保全に関して適正な広告表示が行われない場合には、消費者の商品選択を誤らせ、公正な競争が阻害されるおそれが生じるだけでなく、社会全体の環境保全への取組に対する影響も懸念される。

このため、公正取引委員会は、環境保全に配慮していることを示す広告表示の実態を調査し、環境保全に関する広告表示についての景品表示法上の考え方等を整理することにした。

～ 略 ～

1 表示の示す対象範囲が明確であること

環境保全効果に関する広告表示の内容が、包装等の商品の一部に係るものなのか又は商品全体に係るものなのかについて、一般消費者に誤認されることなく、明確に分かるように表示することが必要である。

～ 略 ～

2 強調する原材料等の使用割合を明確に表示すること

環境保全に配慮した原材料・素材を使用していることを強調的に表示する場合には、「再生紙60%使用」等、その使用割合について明示することが必要である。

～ 略 ～

3 実証データ等による裏付けの必要性

商品の成分が環境保全のための何らかの効果を持っていることを強調して広告表示を行う場合には、当該商品を通常の状態で使用することによって、そのような効果があることを示す実証データ等の根拠を用意することが必要である。

～ 略 ～

4 あいまい又は抽象的な表示は単独で行わないこと

「環境にやさしい」等のあいまい又は抽象的な表示を行う場合には、環境保全の根拠となる事項について説明を併記すべきである。

～ 略 ～

5 環境マーク表示における留意点

環境保全に配慮した商品であることを示すマーク表示に関して、第三者機関がマーク表示の認定する場合には、認定理由が明確に分かるような表示にすることが求められる。

また、事業者においても、マークの位置に隣接して、認定理由が明確に分かるように説明を併記する必要がある。

～ 略 ～